

報告第20号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	29. 8. 14	円 145,545	平成29年5月8日、宮前区梶ヶ谷1056番地先路上で、本市小型ごみ収集車が、車線変更しようとした際、右側を走行していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
2	環境局	29. 9. 25	円 213,840	平成29年7月29日、川崎区殿町1丁目9番15号先路上で、本市小型ごみ収集車が、一時停止した後、発進した際、被害者所有の集積所のネットを引っ掛け、当該ネットが設置されていたフェンス及び集積所のブロック塀を破損させたもの
3	環境局	29. 10. 2	円 125,474	平成29年5月6日、川崎区中瀬3丁目20番18号先路上で、本市小型ごみ収集車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
4	環境局	29. 5. 17	円 528,308	平成29年3月31日、高津区溝口3丁目1番5号先路上で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、後退した際、停車していた被害者(ア)所有の普通乗用車に接触し、破損させ、及び
5	環境局	29. 10. 13	円 742,056	
6	環境局	29. 10. 16	円 113,400	平成29年8月24日、*****敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの

7	環境局	29. 8. 20	円 103,680	平成29年1月5日、*****マ ンション構内で、本市職員が、ごみの収集 作業中、コンテナボックスが被害者所有の集 積所の扉に接触し、破損させたもの
8	建設緑 政局	29. 10. 26	円 12,698	平成26年10月6日、川崎区浮島町11番地先 路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、 道路の冠水により車両内部に水が流入し、当 該普通乗用車が破損したもの
9	麻生区 役所	29. 8. 18	円 200,954	平成29年7月13日、麻生区役所道路公園セ ンター敷地内で、本市職員が、道路維持作業 車から草刈機を降ろした際、当該草刈機が、 被害者所有の小型ライトバンに接触し、破損 させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
179	27.12.15	仮称小杉町二丁目地区コンベンション施設整備その2工事	<p>横浜市西区花咲町6丁目 145番地</p> <p>竹中・大場・吉忠共同企業体</p> <p>代表者 株式会社 竹中工務店 取締役社長 宮下 正裕</p> <p>構成員 大場建設株式会社 代表取締役 大場 秀光</p> <p>構成員 株式会社 吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗</p>	<p>完成期限 平成29年 10月31日</p>	<p>完成期限 平成30年 3月20日</p>	29.10.25	<p>契約締結時は、市が民間事業者からコンベンション施設の区分所有権の寄付を受ける時期が未定であったため、標準的な工期で完成期限を設定していたが、平成30年3月20日に寄付されることが決定したため、工期の延長を行うものである。</p>

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成29年10月30日

公布年月日 平成29年10月30日

川崎市条例第41号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表宮前区の項区域の欄中「馬絹、」を削り、「馬絹3丁目」の次に「、馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目」を加える。

(川崎市保育園条例の一部改正)

第2条 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市馬絹保育園の項中「川崎市宮前区馬絹1, 364番地7」を「川崎市宮前区馬絹4丁目18番27号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年11月20日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例の一部を改正する条例(平成29年川崎市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の改正規定中「川崎市宮前区馬絹1, 364番地7」を「川

崎市宮前区馬絹4丁目18番27号」に改める。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	29. 9. 22	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料337,412円、延滞金及び平成28年12月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月35,400円の支払を求めるもの
2	29. 9. 22	***** *****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告らに対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の平成18年11月1日から平成26年9月20日までの使用料相当損害金186,533円及び同月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,900円の支払を求めるもの
3	29. 9. 22	*****	高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成29年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月74,800円の支払を求めるもの
4	29. 9. 22	*****	高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成29年4月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月185,400円の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	29. 9. 12	*****	左記の相手方は、95,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成29年10月から平成30年3月までの間は毎月15,000円、同年4月は5,000円に分割して支払うこととするもの